

学校法人電波学園 役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人電波学園（以下、「学園」という。）の役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員等とは、学園において勤務することが常態である役員等をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の役員等をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、手当、退職慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。ただし、学園の給与に関する規程及び退職手当に関する規程に基づいて支払われるものは含まない。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等の報酬及び理事会・評議員会又はそれらに準ずる会議に出席した場合の手当は、別表1に定める額とする。

2 常勤の役員等が、理事長の要請により理事会・評議員会以外の法人業務のために勤務した場合の手当は、別表1の報酬に含まれるものとする。

3 非常勤の役員等が、理事長の要請により理事会・評議員会以外の法人業務のために勤務した場合、その手当は別表2に定める額とする。

(常勤の役員の報酬)

第4条 常勤の役員の報酬の総支給年額は、次の各号に掲げる額の範囲とする。

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 理事長・代表業務執行理事 | 15,000,000円 以内 |
| (2) 業務執行理事・理事 | 3,600,000円 以内 |
| (3) 監事 | 10,000,000円 以内 |

2 報酬の支給額は、前項の範囲内で理事長が決定する。

(費用)

第5条 役員等が、その職務遂行上必要とした費用は別に支給する。ただし、理事会・評議員会又はそれらに準ずる会議への出席に係る費用は、第3条第1項に定める手当に含めるものとする。

2 役員等がその職務遂行上必要となる交通費・宿泊費については別表3のとおりとし、同様に出張手当については別表4のとおりとする。

3 職員が役員等と同行して出張する場合は、宿泊費の支給については役員と同等の取り扱いをすることができる。

(退職慰労金)

第6条 役員等の退職慰労金の支給については、別に定める「役員等退職慰労金支給規程」による。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議決を経るものとする。

(細則の制定)

第8条 理事長は、この規程の運用について、必要と認める場合は細則を制定することができる。

附 則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年5月18日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年度定時評議員会終了時から施行する。

別表 1 役員・評議員の報酬・手当

区分	報酬(年)	手当(回)※1
理事長・代表業務執行理事	※2	20,000 円
業務執行理事・常勤の理事・常勤の監事	※2	10,000 円
非常勤の理事・非常勤の監事	400,000 円	50,000 円
常勤の評議員	50,000 円	10,000 円
非常勤の評議員	250,000 円	50,000 円

※1：理事会・評議員会又はそれらに準ずる会議に出席した場合の手当額

※2：第4条に基づき決定される報酬額

別表 2 非常勤の役員等の業務に関する手当

区分	手当(回)
理 事	50,000 円
監 事	
評 議 員	

別表 3 交通費・宿泊費

区分		取り扱い
	鉄 道	運賃・グリーン料金・急行料金（特別・普通）
	飛 行 機	ビジネスクラス
	船 舶	1 等
	車・バス	実費
宿 泊 費	国内出張	実費 上限 40,000 円
	海外出張	実費 上限 80,000 円

別表 4（出張手当）

区分	国内出張	海外出張
理 事 長	6,000 円	11,000 円
理 事		
監 事		
評 議 員		